

I 平成 17 年度事業報告

平成 17 年度の内外情勢をみますと、米国経済は概ね順調なペースで景気拡大を続けており、ユーロ圏においてもイギリスを筆頭に緩やかな景気回復が続いています。一方、中東においては、イラク国内では、依然としてテロが頻発しており、イランの核問題など、政治・社会面の不安材料があります。

一方、我が国の経済は、年央にはそれまでの弱い動きを脱し、景気は緩やかな回復を続けております。これに伴い、企業収益は改善し、設備投資は増加しており、個人消費についても緩やかに増加が見られます。また、雇用環境は厳しさが残るものの、改善に広がりが見られるとともに、輸出は増加し、生産も緩やかに増加しています。

このような環境下ではありますが、わが商品取引業界においては、出来高の不振が続いております。平成 17 年度には中部商品取引所での鉄スクラップ取引の開始等はあったものの、出来高は前年度比 20%減の 1 億 774 万枚と前年度に引き続き減少しております。商品別出来高の内訳をみますと、石油市場のシェアが 40%と前年度に引き続きトップシェアを守り、貴金属市場が第 2 位の 28%を占めました。特に金市場は活況を呈し、価格が大きく上昇しております。出来高の不振は東京以外の取引所において著しく、これらの状況を反映して横浜商品取引所が東京穀物商品取引所と平成 18 年 4 月 1 日に合併し、また、大阪商品取引所及び中部商品取引所が合併協議会を設けて合併に向けて動き始めました。

商品取引員の収支の状況ですが、平成 17 年から手数料が自由化された結果、手数料単価が前年度の 1,800 円～1,900 円から 1,800 円前後へと減少しており、出来高の減少もあって、手数料収入も 25%程度の減少の見込みとなっております。また、自己売買損益は純資産額規制比率等により 3 分の 1 程度の大幅な減少が見込まれております。営業費用については、売買枚数が減少したことにより 20%程度減少することが見込まれています。この結果、総体として経常収支は 100%前後と厳しいものになるものと思われまます。

一方、委託者数は従来の 11 万人台からやや微減して 10 万人台で推移しましたが、制度が改められた証拠金の預りは概ね 4,500 億円台での推移となり、改正法施行前より若干増加しているものの委託建玉は 150 万枚を割っている状況にあります。このような中、商品取引員は平成 17 年（2005 年）5 月施行の改正商品取引所法及び出来高不振に対応するため、

資本の充実とともに効率性を重視した市場の選別や支店の統廃合等によるリストラ、更には証券・為替等の他分野への進出による収益の多様化を図るなど経営改革に取り組んでいる状況にあります。

また、本業界の出来高不振をよそに商品取引員の外貨証拠金（FX）取引への進出が目立っておりますが、第164回国会において証券・金融先物・商品ファンド等の金融商品について横断的且つ柔軟な規制が規定される「金融商品取引法」が成立する見込みとなっており、今後本業界への種々な影響が起こるものと考えられます。

さて本基金は、平成17年5月より委託者保護業務を開始することになりましたが、この間、各種規程類の制定、委員会の設置など体制を整備するとともに、会員による委託者資産の分離保管及び会員の財務運営についてオンラインによる常時監視と指導を行うとともに、必要に応じて立ち入りによる監査を行ってまいりました。

平成17年度における会員の破産や自主廃業等による弁済案件は10件発生しました。これらの案件に係る弁済難易度の認定については、自主弁済案件が5件、分離保管弁済案件が5件で、一般委託者支払（ペイオフ弁済）を伴う弁済困難の認定は行われませんでした。これは改正商品取引所法による委託者資産の保全が充実した結果と考えられ、商品取引に対する委託者の信頼性の向上につながるものと期待されます。また、この10件の弁済案件が発生したということは、商品取引員の経営状況が厳しいこと及び商品取引員が改正法の下で新たなビジネスモデルへの転換を迫られていることの現われです。

このように、平成17年度は、多くの弁済案件が発生した激動の年でありましたが、本基金の主事業である一般委託者支払については、厳しい経営環境の下にもかかわらず、幸いにして発動されず、本基金の委託者保護資金は毀損することなく98億円を維持することができました。

これも偏に主務省及び関係機関のご指導はもとより、会員各位のご協力とご尽力の賜物と、深く感謝する次第であります。

当基金といたしましては、委託者保護制度の一層の改善と不幸にして起きた場合には弁済事故の迅速な処理に努め、委託者保護及び会員経営の健全化に寄与して参る所存であります。

以下、本基金の平成17年度における各事業の概要は次のとおりであります。

1. 総務関係事項

(1) 委託者保護基金の成立及び委託者保護業務の開始

平成17年4月11日に開催された創立総会（設立発起人26人による）では、①定款、業務規程、会計規程並びに入会金及び会費に関する規則の承認②平成17年度事業計画、予算及び資金計画の決定③役員を選任④基金の会員になろうとする者の承認等を審議し、委託者保護会員制法人日本商品委託者保護基金の設立が承認された。

これを受け、改正商品取引所法第276条により即刻必要書類を添えて法務局において登記申請を行ったところ受理されたので委託者保護基金は同日成立した。

この創立総会では、改正商品取引所法による新たな商品取引員の許可を得た64社の会員が承認され、団体の基本原則である定款、業務規程並びに入会金及び会費に関する規則、役員選出要領、平成17年度の事業計画及び予算が承認された。定款の承認を受け、役員を選出を行ったところ、初代理事長に多々良實夫発起人代表が、また理事13人及び監事3人が選出され、理事互選会による役付理事の互選を経て、次のとおり就任した。

理事長 多々良 實 夫（豊商事㈱代表取締役）
副理事長 岡 地 和 道（岡地㈱代表取締役）
副理事長 加 藤 雅 一（岡藤商事㈱代表取締役）
副理事長 宮 本 晶 二（常 勤）
専務理事 長 尾 梅太郎（常 勤）
常務理事 庄 司 國 男（常 勤）
理 事 南 學 政 明（社）全国商品取引所連合会会長）
理 事 森 實 孝 郎（㈱日本商品清算機構代表取締役）
理 事 二 家 勝 明（日本商品先物振興協会会長）
理 事 石 川 清 助（洸陽フューチャーズ㈱代表取締役）
理 事 川 路 耕 一（三貴商事㈱代表取締役）
理 事 佐 藤 陽 紀（㈱ハーベスト・フューチャーズ代表取締役）
理 事 清 水 清（カネツ商事㈱代表取締役）
理 事 清 覚 秀 雄（㈱小林洋行代表取締役）

監事 西田 昭博（タイコム証券㈱代表取締役）

監事 森 辰郎（エース取引㈱代表取締役）

監事 東原 豊（税理士）

上記のとおり、委託者保護基金が成立したので、補償基金協会から本基金へ資産、負債及び業務の一切を承継する旨の申出を受け、本基金では、第1回総会を同日開催し、補償基金協会が申し出た本会の資産、負債及び業務の一切を承継することを承認する旨を決議した。

本基金は、平成17年4月25日に委託者保護基金の委託者保護業務の登録申請及び補償基金協会の資産、負債、業務の一切の承継の認可申請を主務省に対し行った結果、主務省より4月28日付けで5月1日より登録及び承継の認可を受けた。

また、本基金は4月26日に第1回理事会を行い、4月22日に改正商品取引所法による許可を得た商品取引員21社について4月26日付けでの会員加入を承認した。また、4月中に改正商品取引所法による許可が行われる商品取引員については、当該許可日をもって、4月中に許可が行われず5月1日にみなし取引員となる者については5月1日付けで、それぞれ会員加入を承認することを併せて決議した。この結果、4月28日には新法許可を得た商品取引員5社が会員加入し、委託者保護基金の業務開始日である5月1日にはみなし取引員4社が会員加入し、商品取引員全社が委託者保護基金の会員となった。この他同理事会では、基金分離預託契約実施要領、監査規則、組織規程等の諸規則、委託者保護資金及びその他の預託金の運用方法等を決定するとともに、平成17年度上期の代位弁済委託契約を52社と締結（代位弁済総額200億円）することとした。さらに、相談役に藤田庸右氏、下山彌壽男氏を選任するとともに、弁済難易度の認定等のために運営審議会委員8名を選任した。

本基金は委託者保護業務の登録の認可を受けたことで、補償基金協会の資産、負債及び業務の一切は5月1日において本基金に承継されたので、補償基金協会は同日解散し30年の歴史に幕を閉じた。

本基金は、6月2日に東京會館において「委託者保護基金創立披露、補償基金協会30周年及び感謝の集い」を開催した。

(2) 定款・業務規程等の制定及び改正等について

① 定款の制定及び改正

上記のとおり、本基金の定款は創立総会において決議され、即日施行された。

また、平成 18 年 5 月に会社法が施行されることから、平成 18 年 3 月 23 日開催の臨時総会において、会員加入時における必要書類を変更するため、定款の一部改正が決議され、会社法の施行日に施行することとした。

② 業務規程の承認及び改正

上記のとおり、本基金の業務規程は創立総会において決議されたので、商品取引所法第 302 条に基づき平成 17 年 4 月 25 日に主務大臣に対して認可申請を行ったところ、主務大臣より 4 月 28 日付けでその認可を受けた。業務規程は 5 月 1 日から施行された。

また、①平成 18 年中に会社法の施行が予定されること、②平成 18 年 4 月 28 日に証拠金として外貨が導入されるため基金分離預託においても所要の措置を講ずること、③弁済公告を見直すこと等の理由により、業務規程の一部改正を行うこととした。このため、平成 18 年 3 月 23 日開催の臨時総会において業務規程の改正について諮ったところ承認された。次いで本基金は 3 月 24 日付けで主務大臣に認可申請を行ったところ、主務大臣より 3 月 30 日付けで同日施行の業務規程の認可を受けた。

③ 会計規程の承認

上記のとおり、本基金の会計規程は創立総会において決議されたので、商品取引所法施行規則第 154 条第 2 項の規定に基づき 5 月 1 日に主務大臣に対して会計規程の承認申請を行ったところ、主務大臣より 5 月 10 日付けでその承認を受けた。

④ 諸規則の制定及び改正

上記のとおり、創立総会において、本基金の入会金及び会費に関する規則が制定された。

また、第 1 回理事会において、「定款、業務規程等の施行に関する規則」「基金分離預託実施要領」「基金代位弁済実施要領」「監査規則」「組織規程」「委託者保護制度検討

委員会規則」「規律委員会規則」「情報管理規程」等の諸規則を制定し、第2回理事会において、「個人情報保護規程」「代位弁済審査会規則」を制定した。

そのうち、「定款、業務規程等の施行に関する規則」及び「規律委員会規則」については第2回理事会において、「基金分離預託実施要領」については第6回理事会において改正を行った。

(3) 役員等の選出及び異動

(役員)

役職	区分	年月日	氏名	備考
理事長	就任	17. 4. 11	多々良實夫	豊商事(株)代表取締役
副理事長	就任	17. 4. 11	岡地和道	岡地(株)代表取締役
	就任	17. 4. 11	加藤雅一	岡藤商事(株)代表取締役
	就任	17. 4. 11	宮本品二	保護基金副理事長
	就任	17. 4. 11	長尾梅太郎	保護基金専務理事
専務理事	就任	17. 4. 11	庄司國男	保護基金専務理事
常務理事	就任	17. 4. 11	庄司國男	保護基金常務理事
理事	就任	17. 4. 11	南學政明	(社)全国商品取引所連合会会長
	就任	17. 4. 11	森實孝郎	(株)日本商品清算機構代表取締役
	就任	17. 4. 11	二家勝明	日本商品先物振興協会会長
	就任	17. 4. 11	石川清助	洸陽フューチャーズ(株)代表取締役
	就任	17. 4. 11	川路耕一	三貴商事(株)代表取締役
	就任	17. 4. 11	佐藤陽紀	(株)ハーベスト・フューチャーズ代表取締役
	就任	17. 4. 11	清水 清	カネツ商事(株)代表取締役
	就任	17. 4. 11	清覚秀雄	(株)小林洋行代表取締役
監事	辞任	17. 9. 9	佐藤陽紀	(株)ハーベスト・フューチャーズ代表取締役
	就任	17. 4. 11	西田昭博	タイコム証券(株)代表取締役
	就任	17. 4. 11	森 辰郎	エース交易(株)代表取締役
	就任	17. 4. 11	東原 豊	税理士

(相談役)

区分	年月日	氏名	備考
就任	17. 4. 11	藤田庸右	MMGアローズ(株)代表取締役
就任	17. 4. 11	下山彌壽男	東京コムウェル(株)取締役
辞任	18. 3. 27	藤田庸右	MMGアローズ(株)代表取締役

(運営審議会委員)

区分	年月日	氏名	備考
就任	17. 4. 26	藤田庸右	MMGアローズ(株)代表取締役
就任	17. 4. 26	秋山有世	元日本経済新聞社編集局商品部長
就任	17. 4. 26	池本正純	専修大学教授
就任	17. 4. 26	加藤 敬	元国民生活センター相談部長
就任	17. 4. 26	下山彌壽男	東京コムウェル(株)取締役
就任	17. 4. 26	高氏 侑	弁護士
就任	17. 4. 26	二家勝明	日本ユニコム(株)代表取締役
就任	17. 4. 26	宮 裕	公認会計士
辞任	18. 3. 27	藤田庸右	MMGアローズ(株)代表取締役

(参 与)

区分	年月日	氏名	備考
就任	17. 5. 20	伊藤壽章	オムニコ(株)代表取締役
就任	17. 5. 20	上村 勤	(株)アルフィックス代表取締役
就任	17. 5. 20	劔持宏昭	北辰物産(株)代表取締役
就任	17. 5. 20	高松 公	三井物産フューチャーズ(株)代表取締役
就任	17. 5. 20	丸山喜代三	入や萬成証券(株)代表取締役
就任	17. 5. 20	宮本 勇	(株)アヒトラスト代表取締役
就任	17. 5. 20	窪田 武	東京穀物商品取引所専務理事
就任	17. 5. 20	濱田隆道	東京工業品取引所専務理事
就任	17. 5. 20	野村長次	横浜商品取引所常務理事
就任	17. 5. 20	河合成治	中部商品取引所常務理事
就任	17. 5. 20	秋田岩夫	関西商品取引所常務理事
就任	17. 5. 20	井端博人	大阪商品取引所常務理事
就任	17. 5. 20	関 保喜代	福岡商品取引所常務理事
就任	17. 5. 20	宇賀神治夫	元補償基金協会副理事長
辞任	17. 6. 30	丸山喜代三	入や萬成証券(株)代表取締役
辞任	18. 3. 31	野村長次	横浜商品取引所常務理事

(規律委員会委員)

区分	年月日	氏名	備考
就任	17. 5. 20	岡地和道	岡地(株)代表取締役
就任	17. 5. 20	佐藤陽紀	(株)ハーベスト・フューチャーズ代表取締役
就任	17. 5. 20	藤田庸右	MMGアローズ代表取締役
就任	17. 5. 20	下山彌壽男	東京コムウエル(株)取締役
就任	17. 5. 20	桜井 明	(株)コムテックス代表取締役
就任	17. 5. 20	中澤忠義	東京工業品取引所特別顧問
就任	17. 5. 20	高氏 侖	弁護士
就任	17. 5. 20	宮本晶二	保護基金副理事長
辞任	17. 9. 9	佐藤陽紀	(株)ハーベスト・フューチャーズ代表取締役
就任	17. 9. 14	清水 清	カネツ商事(株)代表取締役
辞任	18. 3. 27	藤田庸右	MMGアローズ(株)代表取締役

(代位弁済審査会委員)

区分	年月日	氏名	備考
就任	17. 5. 20	加藤雅一	岡藤商事(株)代表取締役
就任	17. 5. 20	高橋正光	朝日ユニバーサル貿易(株)代表取締役
就任	17. 5. 20	石崎 實	(株)フジトミ代表取締役
就任	17. 5. 20	篠原定功	オリオン交易(株)代表取締役
就任	17. 5. 20	鈴木敏夫	明治物産(株)代表取締役
就任	17. 5. 20	先崎和彦	東京工業品取引所常務理事
就任	17. 5. 20	松本 猛	日本アクロス(株)代表取締役
就任	17. 5. 20	宮本 勇	(株)アヒトラスト代表取締役
就任	17. 5. 20	村上久広	三貴商事(株)代表取締役
就任	17. 9. 7	太田 博	東京穀物商品取引所理事

(委託者保護制度検討委員会委員)

区分	年月日	氏名	備考
就任	17. 5. 20	下山彌壽男	東京コムウエル(株)取締役
就任	17. 5. 20	岡地和道	岡地(株)代表取締役
就任	17. 5. 20	加藤雅一	岡藤商事(株)代表取締役
就任	17. 5. 20	秋田 治	日本商品先物振興協会常務理事
就任	17. 5. 20	岡本安明	岡安商事(株)代表取締役
就任	17. 5. 20	佐藤陽紀	(株)ハーベスト・フューチャーズ代表取締役
就任	17. 5. 20	清水 清	カネツ商事(株)代表取締役
就任	17. 5. 20	清覚秀雄	(株)小林洋行代表取締役

就任	17. 5. 20	高橋正光	朝日ユニバーサル貿易(株)代表取締役
就任	17. 5. 20	早坂義昭	日本商品先物取引協会事務局長
就任	17. 5. 20	福田良一	三菱商事フューチャーズ(株)代表取締役
就任	17. 5. 20	藤田栄作	MMGアローズ(株)代表取締役
就任	17. 5. 20	二家勝明	日本ユニコム(株)代表取締役
就任	17. 5. 20	和田 治	全国商品取引所連合会常務理事
辞任	17. 9. 9	佐藤陽紀	(株)ハーベスト・フューチャーズ代表取締役
辞任	18. 3. 27	藤田栄作	MMGアローズ(株)代表取締役

(4) 会員の異動状況

設立当初の会員数 94 社について、本年度中に別表(1)のとおり異動があり、平成 18 年 3 月 31 日現在の会員数は 87 社となった。

なお、詳細は別表(2)のとおりである。

(5) 会員の名称(商号)変更

① 会員の名称(商号)変更

期中における名称の異動は次のとおりである。

変更前	変更後	変更年月日
日興ビーンズ証券(株)	マネックス・ビーンズ証券(株)	17. 5. 1
日商岩井フューチャーズ(株)	(株)ライブドアコモディティ	17. 6. 21
スターフューチャーズ証券(株)	スターアセット証券(株)	17. 10. 1
コスモフューチャーズ(株)	USS証券(株)	17. 10. 1
イー・コモディティ(株)	SBIフューチャーズ(株)	17. 11. 1
マネックス・ビーンズ証券(株)	マネックス証券(株)	17. 12. 1

② 会員代表者の変更

期中における会員代表者の変更は、次のとおりである。

会員名	変更前	変更後	変更年月日
マネックス・ビーンズ証券(株)	中村友茂	松本 大	17. 5. 1
北辰商品(株)	伊藤博幸	中村貞利	17. 6. 28
第一商品(株)	中島秀男	落岩邦俊	17. 6. 29
日本電子証券(株)	清覚秀雄	丹羽 広	17. 6. 23
入や萬成証券(株)	丸山喜代三	林 泰宏	17. 6. 29
セントラル商事(株)	山西 薫	菅原 護	17. 10. 3
(株)ライブドアコモディティ	木嶋正憲	山下哲史	17. 12. 22
入や萬成証券(株)	林 泰宏	藤井史郎	18. 2. 13
(株)サントレード	桑田一至	宮本亨次	18. 2. 15

2. 一般委託者への支払及び関連業務

平成 17 年度において、当基金は、通知商品取引員に係る弁済難易度の設定及び当該認定に基づき債権の届出を受けるための弁済公告の内容等について意見を聴くため、業務規程に基づき運営審議会を 10 回開催した。

当年度において、商品取引所法第 303 条第 1 項に基づく通知商品取引員となった会員は 10 社であり、そのうち業務規程に定める自主弁済案件と認定した会員は 5 社、分離保管弁済案件と認定した会員は 5 社であった。

なお、弁済困難の認定を受けた会員はなかったため、法第 306 条第 1 項に定める基金による一般委託者に対する支払を実施することはなかった。

当該会員に係る弁済処理については、次のとおりである。

(1) 丸村(株)に係る弁済処理

丸村(株)は、平成 17 年 6 月 3 日に(株)日本商品清算機構において支払不能となったことにより、関西取・中部取・東工取・大阪取において違約者となり、また、同日名古屋地方裁判所において破産手続開始の決定を受け、会員資格を喪失した。基金は、第 1 回運営審議会の意見聴取を行い、6 月 3 日付けで同社を分離保管弁済案件とした。

これを主務大臣、関係取引所に通知するとともに、信託機関へ通知し分離保管指定信託契約に基づく元本受益権の行使を行った。

次いで、7 月 20 日開催の第 3 回運営審議会において、同社に対する委託者からの算定対象債権額の届出を受けるため、分離保管弁済案件の認定に係る弁済公告について諮問し、8 月 10 日付けで基金の揭示場及び官報に公告した。(分離保管弁済限度額 300 万円)

その後、同公告に基づく届出の締切日である 9 月 30 日までに、2 名より当該届出があったため、基金は、届出内容の審査を行った。なお、業務規程第 37 条第 3 項の規定に基づく意見陳述については、届出者が辞退したため行わなかった。10 月 20 日開催の第 5 回運営審議会において、その意見聴取を行い、10 月 27 日開催の第 5 回理事会において、同社に係る弁済計画について付議し、当該届出人の債権が商品取引所法施行規則第 112 条に規定する商品取引事故に係るものであることから、当該届出債権を算定対象債権額から除外

するとの内容の弁済計画が承認され、10月28日付けで届出人及び破産管財人に対し弁済計画を通知した。

当該通知により、同社に係る弁済処理が終了したため、11月1日付けで同社との分離保管弁済契約及び基金分離預託契約を解除し、11月2日に分離保管財産300万円を破産管財人に返還した。

(2) ㈱新日本貴志に係る弁済処理

㈱新日本貴志は、平成17年6月9日に受託業務廃止公告を行い、7月8日をもって受託業務を廃止することとした。また、同社は6月10日に自己破産の申立を行い、同日の破産手続開始の決定を受け、会員資格を喪失した。このため、基金は、6月20日開催の第2回運営審議会の意見聴取を行い、同社を分離保管弁済案件と認定し、主務大臣への報告、関係機関への通知を行った。

同社に対する委託者からの算定対象債権額の届出を受けるため、7月20日開催の第3回運営審議会において、分離保管弁済案件の認定に係る弁済公告について諮問し、8月10日付けで基金の掲示場及び官報に公告した。(分離保管弁済限度額 0円)

その後、同公告に基づく届出が締切日の9月12日に至ってもなかったため、9月13日付けで同社との分離保管弁済契約及び基金分離預託契約を解除した。

(3) グローバリー㈱に係る弁済処理

グローバリー㈱は、平成17年8月6日に受託業務廃止公告(9月30日廃止)を行った。

基金は、9月9日に開催の第4回運営審議会の意見聴取を行い、同社を自主弁済案件と認定した。次いで、同社より提出された自主弁済計画が適当であるかどうかの認定を行うため、10月20日開催の第5回運営審議会の意見聴取を行い、同社の自主弁済計画を適当であると認定した。同社は9月30日に受託業務を廃止し、翌10月1日に会員資格を喪失した。

なお、同社の委託者債務については有価証券を預託している委託者の損金入金が遅れていることなどから、完済されておらず、分離保管弁済契約及び基金預託契約は締結したままとなっている。

(4) 西友商事㈱に係る弁済処理

西友商事㈱は、平成 17 年 10 月 26 日付けで受託業務廃止公告（11 月 30 日廃止）を行った。

基金は、11 月 11 日開催の第 7 回運営審議会をし、各委員の意見聴取を行い、同社を自主弁済案件と認定した。同社は 11 月 30 日に受託業務を廃止し、翌 12 月 1 日に会員資格を喪失した。

次いで、同社の自主弁済計画の認定を行うため第 8 回運営審議会を 12 月 27 日に開催し、11 月 30 日をもって同社の委託者債務の弁済が完了していることから、同社の自主弁済計画を実施済と認定した。これを受け、基金は、12 月 28 日付けで同社との分離保管弁済契約及び基金分離預託契約を解除した。

(5) ㈱アスコップに係る弁済処理

㈱アスコップは、平成 17 年 11 月 10 日に大阪地方裁判所に破産手続開始の申立を行った。また、11 月 14 日に同裁判所より破産手続開始の決定を受け、当基金の会員資格を喪失した。基金は、11 月 10 日の第 6 回運営審議会の意見聴取を行い、同社に係る弁済難易度を分離保管弁済案件と認定した。

次いで、11 月 11 日開催の第 7 回運営審議会において、同社の認定に係る経過報告を行うとともに、分離保管弁済案件の認定に係る弁済公告について諮問し、11 月 21 日付けで弁済公告を実施した。（官報掲載日は 11 月 25 日）

その後、同公告に基づく算定対象債権額の届出の締切日である 12 月 20 日に至っても、委託者からの届出がなかったため、12 月 21 日付けで同社の分離保管弁済契約及び基金分離預託契約を解除し、12 月 26 日に分離保管財産 700 万円を破産管財人に返還した。

(6) ㈱イトレンに係る弁済処理

㈱イトレンは、平成 17 年 11 月 18 日付けで受託業務廃止公告（12 月 26 日廃止）を行った。同社は 12 月 26 日に受託業務を廃止し、翌 27 日に会員資格を喪失した。

基金は、12 月 27 日開催の第 8 回運営審議会の意見聴取を行い、同社に係る弁済難易度を自主弁済案件と認定した。

また、同社の委託者債務の弁済が12月20日をもって完了していることから、同社の自主弁済計画を実施済と認定した。これを受け、12月28日付けで同社との分離保管弁済契約及び基金分離預託契約を解除した。

(7) 日本農産物㈱に係る弁済処理

日本農産物㈱は、平成17年12月20日付けで受託業務廃止公告（平成18年1月31日廃止）を行った。

基金は、12月27日開催の第8回運営審議会の意見聴取を行い、同社に係る弁済難易度を自主弁済案件と認定した。同社は1月31日に受託業務を廃止し、翌2月1日に会員資格を喪失した。

次いで、同社の自主弁済計画の認定を行うため第9回運営審議会を平成18年2月8日に開催し、2月1日をもって同社に係る委託者債務の弁済が完了していることから、基金は同社の自主弁済計画を実施済と認定した。これを受け、2月9日付けで同社との分離保管弁済契約及び基金分離預託契約を解除した。

(8) 石橋生絲㈱に係る弁済処理

石橋生絲㈱は、平成18年1月20日付けで受託業務廃止公告（3月31日廃止）を行った。

基金は、2月8日開催の第9回運営審議会の意見聴取を行い、同社に係る弁済難易度を自主弁済案件と認定した。また、同社の自主弁済計画の認定を行うため、3月31日開催の第10回運営審議会にこれを諮問し、3月31日をもって同社の委託者債務の弁済が完了したことから、基金は同社の自主弁済計画を実施済と認定した。これを受け、3月31日の商品取引受託業務の廃止後、4月1日付けで同社との分離保管弁済契約及び基金分離預託契約を解除した。また、同社は4月1日に会員資格を喪失した。

(9) ㈱コーワフューチャーズに係る弁済処理

㈱コーワフューチャーズは、3月29日付けで受託業務廃止公告（平成18年4月28日廃止予定）を行った。

基金は、3月31日開催の第10回運営審議会の意見聴取を行い、同社に係る弁済難

易度を分離保管弁済案件と認定した。また、同社に対する委託者からの算定対象債権額の届出を受けるため、同社に係る弁済公告について諮問を行った。（4月11日付けで当該弁済公告を実施した。）

（10）MMG アローズ㈱に係る弁済処理

MMG アローズ㈱は、3月30日に㈱日本商品清算機構において支払不能となり、東京工業品取引所において違約者となった。

基金は、3月31日開催の第10回運営審議会の意見聴取を行い、同社に係る弁済難易度を分離保管弁済案件と認定し、併せて同社の委託者からの算定対象債権額の届出を受けるため、弁済公告について諮問を行った。（4月3日付けで当該弁済公告を実施した。官報掲載は4月21日）

3. 委託者保護資金及び負担金等の徴収及び管理

（1）委託者保護資金の額及び資金積戻計画

当基金は平成17年5月1日に(社)商品取引受託債務補償基金協会からの資産の承継により、委託者保護資金として9,853百万円を受け入れた。

これにより委託者保護資金の額が業務規程に定める委託者保護資金の造成水準（98億円）を上回ることになるので、平成17年度は資金積戻計画を定めなかった。

（2）新規会員負担金及び預託金について

平成17年度は資金積戻計画を定めなかったため、新規会員に対して新規会員負担金の納付を求めなかった。

新規会員については業務規程第10条第1項及び第2項の規定に従い、預託金の預託に関する契約を締結し、当基金の定めるところにより預託金の預託を求めた。

なお、平成18年3月末日現在で、10社の会員から3,770万円の預託金の預託を受けている。

(3) 委託者保護資金等の管理

委託者保護資金については、第1回理事会決定に基づき管理運用を行っているが、これに基づいた平成18年3月末日の格付別及び期間別運用実績は次のとおりである。

① 格付別運用実績

・ S格運用（国債・政府保証債等）	51.3%
・ A格運用（ムーディーズA3以上）	48.7%

② 期間別運用実績

	基本目標率	実績比率
・ 1年以下	10%	10.7%
・ 1年超3年以下	10%	8.1%
・ 3年超5年以下	50%	49.7%
・ 5年超	30%	31.5%

預託金の管理運用については、第1回理事会決定に基づき全額を決済性預金で管理運用している。

4. 委託者資産保全措置の管理

(1) 分離保管弁済契約の締結状況

平成17年5月1日に基金と分離保管弁済契約を締結した会員は93社であった。その後、業務規程に基づき当該契約を新たに締結した会員は2社、契約を変更した会員は25社、契約を解除した会員は7社であり、平成18年3月末日の契約会員は88社であった。（委託者債務の弁済が完了していないため、当該契約の解除をしていないグローバル一欄を含む。）

なお、分離保管弁済契約における対象契約型の選択状況は（平成18年3月31日現在）別表(2)のとおりである。

(2) 指定信託の管理

基金は、商品取引所法施行規則及び業務規程に基づき、当該指定信託契約の信託管理人としての管理を行った。平成 17 年 5 月 1 日に指定信託契約を信託機関と締結している会員は 25 社、期中に当該契約の変更等を行った会員は 20 社（信託額の変更を含む）、信託機関に対し元本受益権の行使を行った会員は 1 社であり、平成 18 年 3 月末の契約会員は 21 社、指定信託額の総額は 2,385 百万円であった。

(3) 基金分離預託の管理

基金は、商品取引所法施行規則及び業務規程に基づき、(株)日本商品清算機構の共同清算システムを通じ、委託者資産保全措置として会員からの金銭及び有価証券の預託を受ける等の基金分離預託業務を行った。平成 17 年 5 月 1 日に基金分離預託契約を基金と締結した会員は 88 社、期中に当該契約を新たに締結した会員は 5 社、契約を解除した会員は 7 社である。平成 18 年 3 月末の契約会員は 86 社、基金分離預託の総額は 10,024 百万円であった。

(なお、平成 17 年 12 月 20 日開催の第 6 回理事会において、基金分離預託における預託有価証券について、会員破綻時に弁済処理をスムーズに行うため、預託有価証券については、有価証券本来の所有者である委託者の同意書の差し入れが必要であることが承認されたため、基金分離預託実施要領を改正し、平成 18 年 2 月 1 日より施行することとした。)

(4) 銀行等保証の管理

基金は、商品取引所法施行規則及び業務規程に基づき、銀行等保証委託契約の適切な管理を行った。平成 17 年 5 月 1 日に銀行等保証委託契約を保証金融機関と締結している会員は 12 社、期中に当該契約の変更等を行った会員は 12 社、平成 18 年 3 月末の契約会員は 8 社、保証額の総額は 3,000 百万円であった。

(5) 基金代位弁済の管理

基金は、商品取引所法施行規則及び業務規程に基づき、基金代位弁済業務を行った。平

成 17 年 5 月 1 日に基金代位弁済委託契約を基金と締結した会員は 52 社、代位弁済限度額の総額は 19,950 百万円、また、期中に当該契約の変更等を行った会員は 69 社（担保変更 9 社、契約解除 3 社、10 月の契約締結 57 社）であり、平成 18 年 3 月末の契約会員は 56 社、代位弁済限度額の総額は 19,785 百万円であった。

なお、当該契約は、原則 1 年契約であるが、基金設立時の契約期間については平成 17 年 5 月～9 月までの 5 ヶ月間としたため、契約期間満了により平成 17 年 10 月～平成 18 年 9 月までの 1 年間の契約を新たに締結することとなった。このため、平成 17 年 7 月 6 日に契約手続について各会員に通知し、9 月 13 日開催の第 1 回代位弁済審査会において申込会員の審査を実施し、9 月 14 日開催の第 4 回理事会で当該契約の締結を付議し、10 月 1 日付けで会員 57 社（更新 50 社、新規 7 社）と当該契約を締結した。

5. 会員に対する監視、監査等

(1) 会員に対する常時監視

平成 17 年 5 月 6 日より、分離保管等に関する調書（1 委託者資産保全措置の状況）について、会員からの日次報告の受付を開始した。また、平成 17 年 7 月 4 日より c f e f システムの上記日次報告に係る部分が本稼動し、これにより、会員の分離保管等措置の監視体制が充実するとともに、c f e f システム稼動後には当該報告についてのペーパーレス化が実現した。また、平成 18 年度上半期を目途に月次報告書類（定期業務報告書、月計残高試算表、分離保管等に関する調書（全て）及び純資産額に関する調書等）についても c f e f システムによりペーパーレス報告の受付を行うべく、システム構築を進行中である。

(2) 会員に対する監査

商品取引所及び関係団体と共同で行う定時監査に参画するとともに、これとは別に必要に応じ随時会員に対して委託者資産保全の観点から立入監査を行った。また、随時会員に対し、委託者総合管理表及び委託者別資産管理・保全台帳について書面による調査及び立

入調査を行い、必要な指導を行った。

(3) 外部監査

分離保管等措置に係る会員への外部監査の実施について引き続き検討を行った。

なお、平成 17 年度の財務諸表の外部監査の適用免除については、平成 17 年 12 月 16 日開催の第 2 回委託者保護制度検討委員会において、資本金 5 億円未満かつ負債総額 200 億円未満の会員については、平成 17 年度中に監査法人の監査を受けるには時間的制約があることから、監査法人等の監査を免除することが了承されたことを受け、平成 18 年 1 月 5 日までに 13 社より本基金あてに当該免除の申出があった。これにより、本基金は当該申出会員について外部監査を免除することとした。

(4) 改善の指示等

立入監査を行った際に、必要により業務改善の指示等を行った。

(5) 会員に対する制裁

平成 17 年度においては、会員に対する制裁は行わなかった。

6. その他の業務

(1) 裁判上又は裁判外の行為

本基金が被告又は原告となっている訴訟関係は現在のところ、補償基金協会存続のときにおいて経営破綻したアイコム㈱及び東京ゼネラル㈱に係る訴訟に関してのみであり、その概要は次のとおりである。

平成 14 年 11 月 29 日に違約を発生させたアイコム㈱に係る訴訟のうち、債権者が本基金、東京穀物商品取引所及び国（内 2 件）を相手取り弁済金等の支払を求める訴訟が 6 件（東京地方裁判所ほか）あり、現在係争中である。

また、平成 17 年度中において、判決が確定したものが 4 件あり、いずれも勝訴した。

平成 16 年 1 月 9 日に違約を発生させた東京ゼネラル㈱に係る訴訟は、債権者が本基金

及び国等を相手取り弁済金の支払を求める訴訟が1件あり、現在係争中である。

なお、破産した東京ゼネラル㈱については、本基金が原告となって破産管財人を相手に、本基金が支払った弁済に係る求償債権について破産財団から支払を受けられるか否かについて破産債権の確定訴訟を行っている。

(2) 委託者保護業務に関する調査及び研究

平成17年10月25日開催の第1回委託者保護制度検討委員会において今後の検討課題について、Ⅰ. 当面の課題、Ⅱ. その後の検討課題、Ⅲ. その他の課題の3つに分けて検討を進めることとし、それぞれの検討課題は次のとおりである。(その後、平成18年2月14日開催の第3回委託者保護制度検討委員会において検討事項を一部見直し)

Ⅰ. 当面の課題

1. 紛議債権への対処、2. 財務諸表の外部監査の義務付けを免除される会員の基準、3. 基金分離預託される有価証券の対抗力、4. 取次業務を巡る問題、5. 海外委託者に係る委託者保護基金制度の適用、6. 業務規程等の見直し

Ⅱ. その後の検討課題

1. 非課税法人化の問題、2. 基金代位弁済の希望額の基準の見直し、3. 違約時における清算機構からの返還金の取扱い

Ⅲ. その他の課題

1. 信託法の見直しに伴う指定信託制度の見直し、2. 外部監査を義務づける事項、3. 個人情報において個人データの第三者提供を可能とする措置

これらの検討課題のうち、平成17年度中には、同委員会において次の事項について検討された。

- ① 紛議債権への対応
- ② 外部監査の免除基準について
- ③ 基金分離預託の有価証券に係る委託者の同意書の提出
- ④ 取次問題
- ⑤ 海外委託者に係る委託者保護基金制度の適用

このうち、②外部監査の免除基準及び③基金分離預託の有価証券に係る委託者の同意書

の提出については検討を終え、それぞれ第 8 回理事会（平成 18 年 3 月 10 日開催）及び第 6 回理事会（平成 17 年 12 月 26 日開催）に議案として付議した結果、それぞれ承認された。当該内容については次のとおりである。

ア 外部監査の免除基準

本基金の会員は業務規程第 26 条により「毎営業年度、その財務諸表その他基金が定めた事項について公認会計士又は監査法人による監査を受けなければならない。ただし、基金の承認を受けた場合は、この限りではない。」と定められている。しかしながら、監査コストの負担の問題を考慮して、監査法人等による監査義務の免除の基準については、次の要件のいずれかに該当する会員に対して監査義務の免除を与えることとする。

（親会社・子会社関係によるもの）

- ① 親会社が公認会計士又は監査法人による連結財務諸表の監査を受けていること。
- ② 一般委託者支払額についての基金の求償債務に対する親会社の保証があること。

（その他のもの）

- ③ 過去 1 年間を通して、一般委託者数が 99 人以下又は委託者債権額が 2 億円未満であること。
- ④ 会社法上の会計参与設置会社であること。
- ⑤ ①～④に該当しない会員にあつては、保全対象財産額の委託者資産保全措置に加え、委託者債権額（清算機関等への預託額を含む）の 2 割以上の額につき別途の委託者資産保全措置を講ずること。（委託者債権額が当該別途の委託者資産保全措置の額の 5 倍を超えるときは、必要額につき委託者資産保全措置の積み増しをすること。）

免除会員は定期的に法定帳簿の写し、分離保管に係る残高証明書その他基金が定める書類を基金に提出して書面監査を受ける。また、基金は毎年度免除会員に対して分離保管についての立ち入り監査を行う。なお、免除会員が基金代位弁済委託契約を締結している場合は代位弁済担保を 10%積み増し、35%とする。

この結果、当該免除基準については、平成 18 年 3 月 10 日開催の理事会において平成 18 年度から適用することが了承された。

なお、平成 17 年度の財務諸表の外部監査の適用免除については、平成 17 年 12 月 16 日開催の第 2 回委託者保護制度検討委員会において、資本金 5 億円未満又は負債総額 200 億円未満の会員については、平成 17 年度中に監査法人の監査を受けるには時間的制約があることから、監査法人等の監査を免除することが了承され、実施された。

イ 基金分離預託の有価証券に係る委託者の同意書の提出

委託者資産保全措置を講じた会員が破綻した場合において、基金は、当該措置により保全されている分離保管財産について、破産管財人及び当該会員の債権者等に対し「対抗力」を有しているのかという問題がある。

このことについて、本基金の顧問弁護士に相談した結果、基金は、4 つの委託者資産保全措置のいずれについても破産管財人等に対し基本的には対抗力を有するが、有価証券による基金分離預託については、有価証券の本来の所有者である委託者等に対しては、現状のままでは十分な対抗力を有しているとはいえない旨の回答があった。

このため、有価証券を基金分離預託する会員に対しては、基金が定める様式により、基金分離預託及び譲渡担保提供に係る「同意書」を有価証券の本来の所有者である委託者から取り付け、これを本基金に提出するよう義務づける。

当該実施は、平成 18 年 2 月 1 日から実施することとし、既に有価証券の預託を行っている会員については、3 月 31 日までに本基金へ同意書の提出を猶予することとした。

(3) 広報の実施

① パンフレット等の作成配布

委託者保護制度の目的及びその仕組み等について関係者への周知を図るため、「委託者保護基金のしおり」を作成配布した。

② インターネットによる関係情報の提供

会員、委託者、関係機関等に、本基金の業務及び委託者保護制度の内容をより幅広く周知してもらうため、平成 17 年 5 月 1 日にホームページを立ち上げ、本基金のしくみ及び提出書類等を掲載し、情報の提供を行った。なお、本年度中のアクセス数は 66,408 件であった。

③ 記者懇親会の開催

商品先物取引業界の啓蒙事業の一環として、記者懇親会を全商連、日商協、先物協会と協同して開催した。

④ その他協同広報事業

商品取引関係者の年報、年鑑及び資料等を購入し、日本商品先物振興協会と協同して会員その他関係方面に配付寄贈した。

(4) 他団体への調査協力

先物協会による制度検討委員会及び日商協の統一経理基準小委員会への調査協力を行った。

(5) その他

会員懇談会の開催

会員代表者と本基金の運営及び予算のあり方について意見交換を行うため、次のとおり会員懇談会を開催した。

関東・北海道地区	2月28日	東京穀物商品取引所
関西・西日本地区	3月1日	大阪全日空ホテル
中部地区	3月2日	名古屋リオットアソシアホテル